

本部・本社間

申3号

## 36 協定締結



### 締結期間は6ヶ月

来一夏の提示と要員問題解決のための具体策を議論する **確認×5締結!**

平成 28 年 7 月締結「労働基準法第 36 条第 1 項の規定に基づく  
時間外及び公休日の労働に関する協定」締結に際しての確認メモ

- 1 平成 28 年 8 月 1 日以降の 36 協定の有効期間は、平成 29 年 1 月 31 日までとする。
- 2 本社・本部間においては、申 3 号『労働基準法第 36 条第 1 項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定』に関する申し入れ（以下、「申 3 号」という。）  
第 2 項についてのこの間の労使の団体交渉における経緯を踏まえ、平成 28 年 7 月の 36 協定締結以降も、同協定の有効期間内にて真摯に議論を行うこととする。  
なお、議論に必要な実績の具体的な内容や示し方等については、別途、窓口間で整理する。
- 3 平成 28 年 7 月の本社・本部間における申 3 号団体交渉で未整理の項目については、今後、労使で真摯に議論することとする。

平成 28 年 7 月 25 日

東日本旅客鉄道株式会社  
人事部担当部長 雨宮 慎



東日本旅客鉄道労働組合  
企画組織部長 串田 弘史



**有効期間  
6ヶ月を確認!!**

**協定締結期間内に  
議論を行うことを確認!**

**未整理の項目について  
引き続き議論を行うことを確認!**



## 要員問題解決に向け職場から議論を巻き起こそう!